

高知県いじめ防止基本方針の改定に向けて

法及び方針の策定等 これまでの経緯

- ・平成25年 9月 いじめ防止対策推進法・施行
- ・平成25年10月 国の「いじめ防止基本方針」の策定
- ・平成26年 3月「高知県いじめ防止基本方針」の策定 ※
- ・平成29年 3月 国の「いじめ防止基本方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定
- ・平成29年10月「高知県いじめ防止基本方針」の1次改定⇒令和6年「高知県いじめ防止基本方針」2次改定予定

※地方公共団体は、（国の）いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。（いじめ防止対策推進法12条）

県基本方針の見直しの背景

いじめ防止等の取組についての国の動き

- ◆生徒指導提要の改訂（令和4年12月）事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、すべての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的 生徒指導への転換
- ◆こども家庭庁の創設（令和5年4月）「こどもまんなか」の発想で社会総がかりのいじめ防止対策を推進

本県の現状と課題

- ◆いじめ防止対策推進法（H25）施行以降、いじめの積極的な認知に向けた取組が進む一方、いじめの重大事態が発生している。
- ◆ネットいじめの件数が全国的に増加傾向にあり、高知県も同様の傾向。ネットトラブル・ネットいじめに対する継続した対応が必要である。

★県基本方針の改定を踏まえて作成される「学校いじめ防止基本方針」がより実効的に運用される必要がある。

★高知県いじめ防止基本方針は平成29年以降、改定がなされておらず、国の動きや、本県のいじめの現状等踏まえ、県基本方針の改定が必要である。

高知県いじめ問題対策連絡協議会にて確認した基本方針の改定に向けた重点ポイント

改定に向けた重点ポイント

ポイント1

いじめの重大事態化を防ぐための取組の充実を図ること

ポイント2

「ネットいじめ」に関する対策も含めた未然防止の取組の充実を図ること

ポイント3

児童生徒が意見を述べ、考える機会を確保するとともに、子どもたちの声を基本方針に反映させること

高知県いじめ防止基本方針に盛り込むべき事項

NEW ①重大事態化の防止に向けた対策

- ・いじめの認知からいじめの解消までの連続性のある対応
- ・専門人材、地域・関係機関との協働も含めた組織的対応

拡 ②いじめの未然防止のための情報モラル教育の充実

- ・教科等横断的な取組の充実
- ・法的側面からいじめを考える教育の推進（弁護士・警察等と連携）

拡 ③多角的な視点による早期発見・対応

- ・一人一台端末による学習支援プラットフォーム「きもちメーター」の活用促進
- ・初期対応の速やかな課題解決及び、予防的にも活用できる法務相談体制の構築
- ・学校では対応が難しい事例を想定した関係機関との日常的な情報共有及び協働

NEW ④いじめ問題を自分のこととして考え、議論する実践的な取組

- ・児童生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に自己実現の道を選び取ることができる力（自己指導能力）を意識した未然防止の取組の推進
- ・児童生徒が自分の意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保